③ are classified as Grade A in tender of services in terms of the qualification for participating in tenders invited by the House of Representatives (Single qualification for every ministry and agency) by the Kanto Koshinetsu Area for the purpose of procurement in fiscal 2019, 2020 and 2021.

④ have not had their designated contractor status suspended by the House of Representatives ; and

⑺ Time-limit for tender : 17 : 00, 30 September 2021

⑻ Contact point for the notice : EBISU Teiichiroh, Contract Section, Electric Equipment Division, General Affairs Department, House of Representatives, 1―7―1 Nagata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 100―0014, Japan. Tel. 03―3581―5111 ext. 35300

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和３年８月４日

支出負担行為担当官

会計担当内閣参事官　齊藤　　馨

◎調達機関番号　005　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　116

⑵　購入等件名及び数量　デジタル庁（仮称）ＬＡＮポータル構築に係る労働者派遣業務　一式

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。

⑷　履行期間　入札説明書による。

⑸　履行場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　落札者の決定にあたっては、最低価格落札方式をもって行うので、入札説明書で示した証明書を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑺　電子調達システムの利用　本案件は、紙入札方式とする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　令和１・２・３年度(平成31・32・33年度)内閣府競争参加資格（全省庁統一資格)「役務の提供等」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付けされている者であること。

⑷　内閣官房における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

⑸　その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所及び問い合わせ先

〒102―0094 東京都千代田区紀尾井町１―３東ガーデンテラス紀尾井町20階　内閣官房副長官補室情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室

安藤　功一　電話03―4477―6777

⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から原則､｢電子調達システム」に掲載する。

⑶　入札説明会の日時及び場所等　実施しない。

⑷　証明書の受領期限　令和３年９月24日11時00分

⑸　開札の日時及び場所　令和３年９月30日15時00分　内閣府庁舎１階第１入札室（郵送による場合は令和３年９月30日12時00分までに必着のこと）

4　その他

⑴　入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

⑷　契約書作成の要否　要。

⑸　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行なった入札者を落札者とする。

⑹　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : SAITO Kaoru, Counselor Cabinet's Secretariat, Cabinet

⑵　Classification of the services to be procured : 116

⑶　Nature and quantity of the Services to be required : Temporary Staffing for building Digital Agency Portal Site, 1 set.

⑷　Fulfillment period : as in the tender documentation

⑸　Fulfillment place : as in the tender documentation

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③　have Grade A, B, C or D "offer of services etc" in terms of the qualification for participating in tenders competitive bidding by the Cabinet Office (Single qualification for every ministry and agency) infiscal years 2019, 2020, 2021.

④　not be suspended from transaction by the request of the officials in charge of contact.

⑺　Time-limit for Tender : 11 : 00 AM, 24 September, 2021.

⑻　Contact point for the notice : ANDOU Kouichi, National Strategy office of Information and Communications Technology, Cabinet Secretariat, 1―3 Kioi-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102―0094 Japan TEL 03―4477―6777

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和３年８月４日

支出負担行為担当官

会計担当内閣参事官　齊藤　　馨

◎調達機関番号　005　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量　国家資格等情報連携・活用システム（仮称）の要件定義に伴う調査検討業務　一式

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。

⑷　履行期間　令和３年10月１日から令和４年３月25日

⑸　履行場所　入札説明書による。

⑹　入札方法　落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、入札説明書で示した提案書を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑺　電子入札システムの利用　本案件は、紙入札方式とする。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。